

# 人と猫との 調和のとれたまちづくり

(地域ねこ対策)



飼い主のいない猫(野良猫)にかかる  
問題を地域で解決します

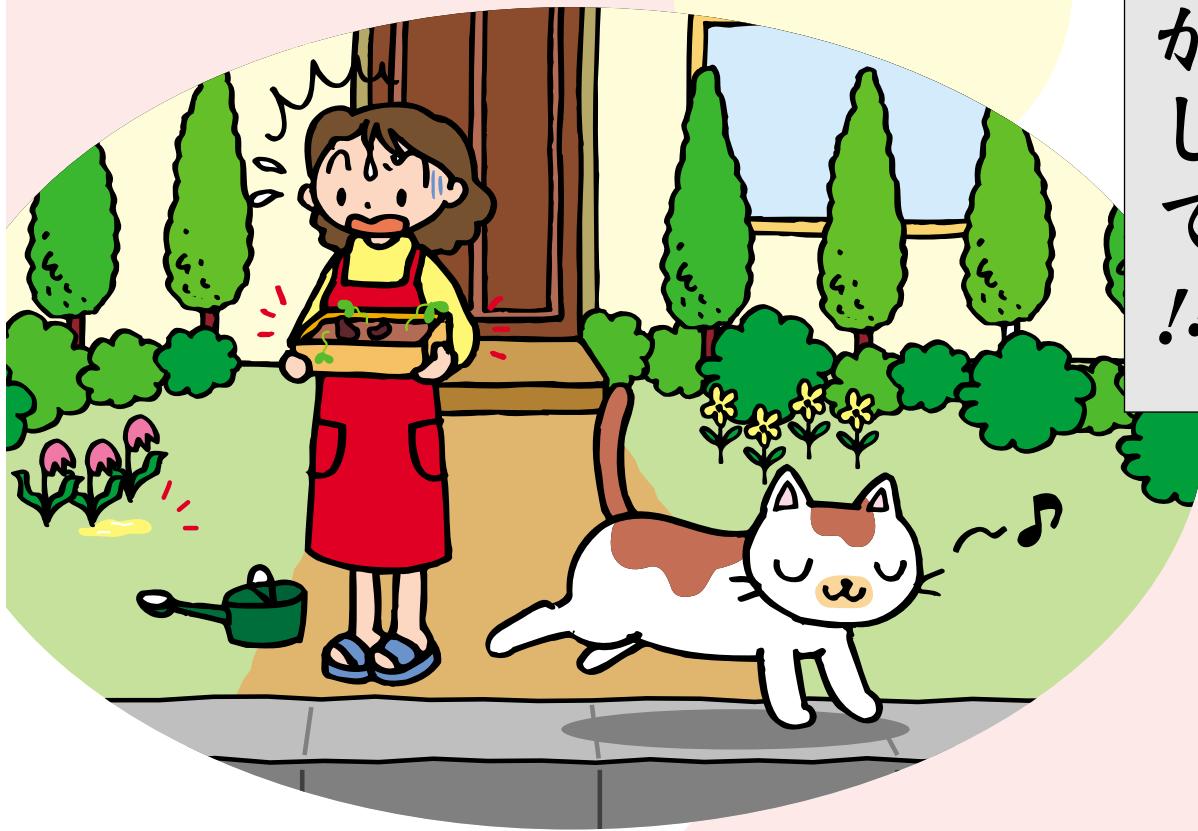
新宿区保健所衛生課

# あなたのまちで、 野良猫が増えて……

## 野良猫が

## 引き起こす問題

なんとかして!!



# 鳴き声



これまで、飼い主のいない猫（野良猫）については、ふん尿やゴミあらし等の被害があっても、対策がありませんでした。

飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では、不満の持っていく場がなく、結局被害をうけている方は猫を憎むようになってしまい、えさを与えていた人の感情的な問題や、猫を傷つける事件が起きることにもなります。

もう一人では限界!!  
でも、  
**猫を助けたい!!**

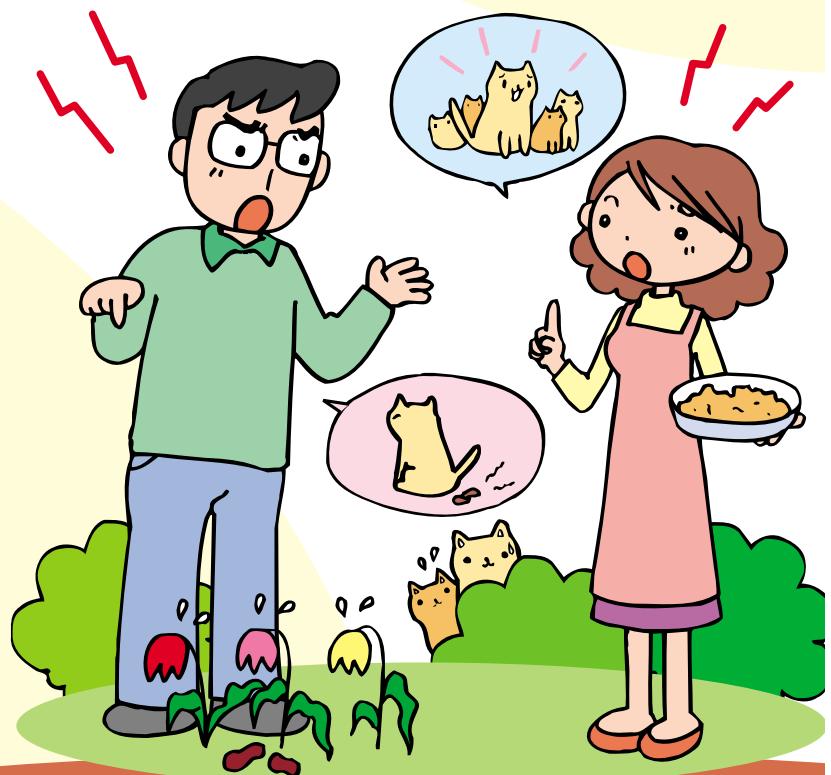
●お腹を空かした猫や  
子猫を助けたい。

●野良猫にえさをあたえたら、  
近所の人とトラブルになった。

●これ以上、  
近所の野良猫を増やさないように  
去勢・不妊手術をしたい。

もともと、「飼い主のいない猫」は飼い猫が捨てられ、増えたりしたもので。なにより猫の飼い主の方が責任ある飼い方をすることが大切です。そうすれば不幸な猫はこれ以上増えないはずです。

そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をどうするか考えて行かなければなりません。



……困っていませんか？

そこで…

# 人と猫との 調和のとれたまちづくり (地域ねこ対策) を!!

1

ステップ

合意形成



- 地域における猫の飼い方のルールをつくるために、住民、ボランティア、区が一体となって協議し、地域の合意形成を目指します。
- 区やボランティアは、住民、関係者の理解を得るために連絡調整やノウハウの提供を行います。

↑  
猫を快く思われない方や排除は好まないが生活環境の侵害は困る方、また猫に思いを寄せる方々とも、この対策についての話し合いをします。

## 地域ねこ対策とは…

地域住民、ボランティア、行政が一体となって取り組む協働事業です。

猫も命あるものだという考え方で、その地域にお住まいの皆さんとの合意のもとに、地域で「飼い主のいない猫」を適正管理しながら共生していくものです。

具体的には、去勢・不妊手術を行ってこれ以上増やさないようにしたうえで、適切にえさをあたえて、食べ残しやふんの清掃をして管理していくというものです。

このような管理がうまく続ければ「飼い主のいない猫」の数は減少していくものと考えられます。

### ステップ 2 具体的行動



地域住民が主体となりボランティアの協力を得ながら

- ① 適切にえさをあたえ、食べこぼしやえさ場の清掃を行う。
- ② トイレ等を設置し、ふん尿の始末をする。
- ③ 去勢・不妊手術を行なう。 (区の助成制度を活用する)

新宿区では、ポスター、チラシなどの作成、印刷のお手伝いをします。

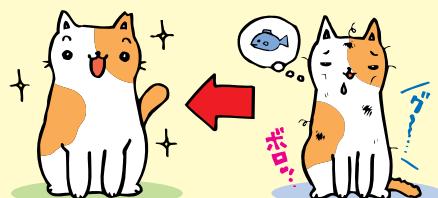
# 地域ねこ対策 あれこれ

## ・えさのあたえ方は？

- ・えさをあたえる場所を話し合いで決め、できる限り同じ時間に、えさをあたえるようにする。  
(えさは一日1回でも大丈夫です。水もあたえてください。)
- ・猫が食べ終わったら、残りのえさを片付けてきれいにしてください。
- ・猫には、それぞれグループがあります。猫にとって落ち着いた場所で定期的にえさをあたえることで、猫の行動も温和になります。
- ・「えさやり禁止」の掲示は、

「この地域の猫は、適正にえさをあたえていますので、  
無断でえさをやらないように、置きえさ厳禁です。」

等と書いたほうが効果的です。



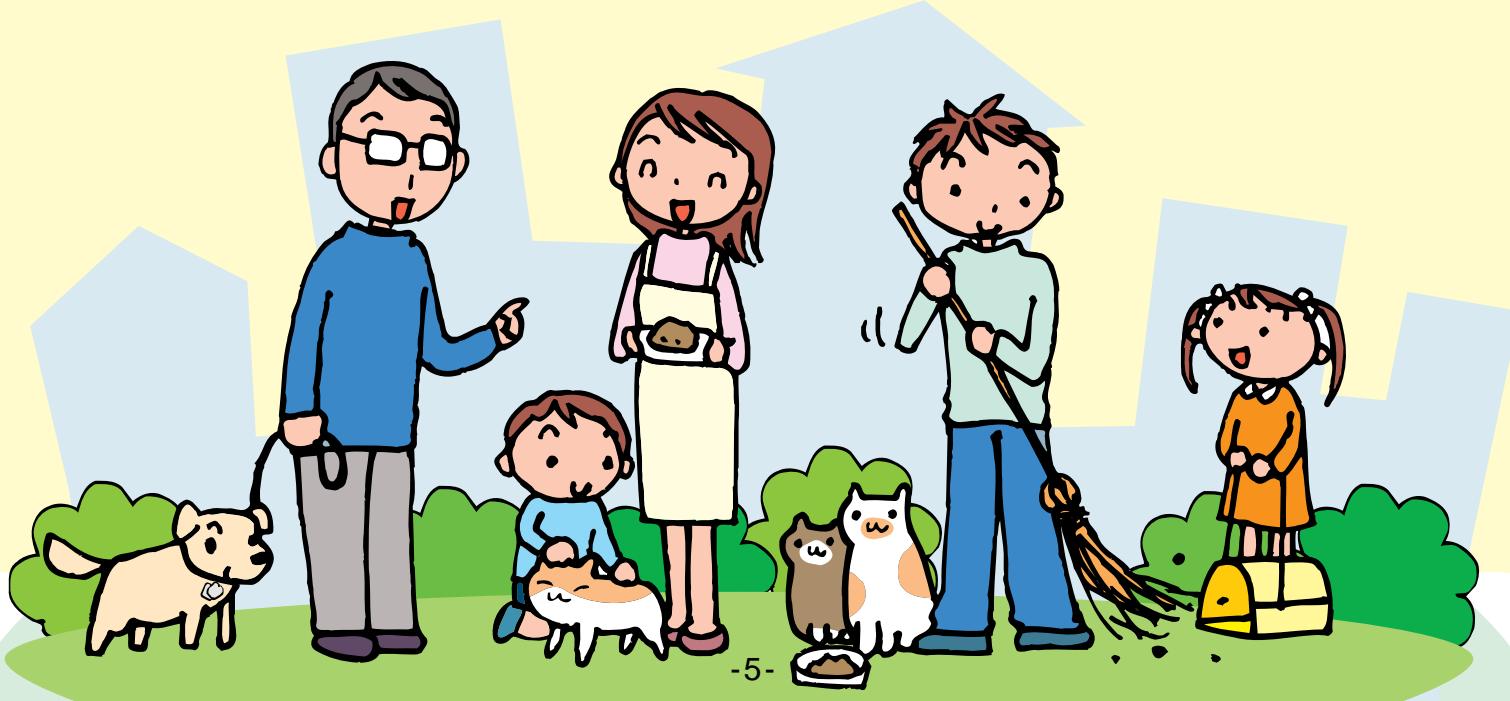
## ・猫用トイレの作り方は？

猫は、砂ややわらかい土を好んでふん尿をする習性があります。あちこちでされるより、まとめてするように仕向けましょう。そのためには、次の点を考慮してトイレを設置してください。  
飼い主のいない猫でもトイレのしつけはできます。

- 1 なるべく雨のかからない乾いた場所を選びます。
- 2 砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。
- 3 板などを立てかけて、廻りから見えないようにしてください。
- 4 えさ場から少しあなれたところに、トイレを設けてください。

猫は思いのほか清潔好きです。こまめにトイレの清掃をしないと、ほかでするようになってしまいます。トイレ当番も多くの人がかわってください。

このことで、町もきれいな状態がたもたれます。



# ●去勢・不妊手術をするには？

## ・資金面について

猫の去勢・不妊手術をするためには、やはり手術代金を工面しなければなりません。

現在は、色々な場所で個人的に活動されている方が、自費で費用負担をされている状態です。

地域ねこ対策の取り組みを進める中で、町会・地域住民との話し合いで、バザーやフリーマーケット、募金など様々な協力を得ることができます。

なお、新宿区には手術に要する費用の一部を助成する制度があります。保護をする前に、保健所衛生課まで、お問い合わせください。

## ・手術のための保護について

野良猫は、警戒心が強く手術をするために保護しようとしても、なかなか上手に保護することができません。

特に、授乳中の子猫がいる母猫を保護する場合は、同時に保護しないと、子猫だけが取り残されてしまうことや、母猫が警戒して保護できなくなるなどの問題が生じてしまいます。

保護する際には、保健所やボランティア団体に問い合わせをしてください。

## ・保護をするときに

野良猫を保護するときは、えさを与えてる時間帯に行ってください。  
定期的にえさをあたえていればその時間その場所に猫は姿を現します。

保護する際には、猫がパニックを起こして暴れ、  
引っかかれたり、噛み付かれたりすることもあるので、  
長袖シャツや皮手袋などを着用してください。



# 地域ねこ対策の効果

## ●去勢・不妊手術による効果として

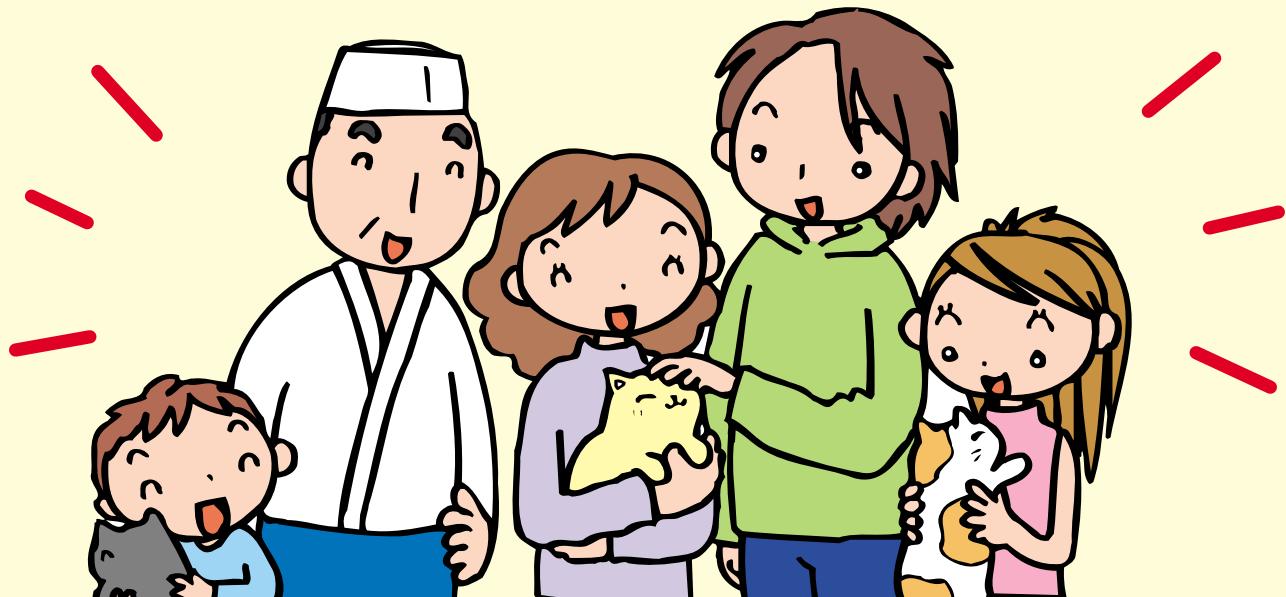
- ・尿の臭いが極端にうすくなります。
- ・さかりの鳴き声がなくなります。
- ・猫の出産がなくなります。

## ●定時、定点のえさやりルールを決めることで街の中で、えさの散乱などが改善され、地域環境がよくなります。

## ●トイレを設置することで、ふん尿の被害が少なくなります。

## ●捨て猫や動物虐待を防ぎます。

## ●地域ねこがきっかけとなり、地域のコミュニケーションが活性化します。



## ●野良猫が減少します。

## ●苦情が減り、近隣トラブルの解消ができます。

## ●地域で動物を可愛がる気持ちが生まれます。

# 野良猫を増やさないために

## 猫の飼い主は 次のことを守ってください。

1

### 屋内飼育をする

ペットの猫は、飼い主が環境を整えた屋内で充分に暮らせます。交通事故・病気からまもるためや、失踪を防ぐためにも飼い猫を屋内で飼育してください。



2

### 去勢・不妊手術をする

猫は1年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。  
去勢・不妊手術をして、不必要的猫の繁殖を防いでください。

3

### 身元の表示をする

首輪などに飼い主の身元を表示することで、迷い猫をなくしましょう。

4

### 捨てない（終生飼育をする）

一度飼育した猫を一生涯飼い続けるのは、飼い主の責任です。猫を捨てるることは犯罪行為になります。飼育することがどうしても無理な場合は、新しい飼い主を探してください。



もとをたどれば、野良猫も飼い猫だったのです。  
まずは屋内飼育から実践してみましょう!!

# ねこ等に関する資料

## 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）抜粋

（目的）

一部改正 平成17年6月22日

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物愛護管理推進計画）

第6条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関する基準を定めることができる。

（犬及びねこの繁殖制限）

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

## 第6章 罰則

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、50万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

- 4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第26条第1項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者

## 東京都動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年10月27日条例81号)抜粋

### (都民の責務)

全部改正 平成18年3月9日東京都条例第4号

第4条 都民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、都が行う施策に協力するよう努めなければならない。

### (飼い主の責務)

第5条 飼い主(動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。)は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

### (飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

### (猫の所有者の遵守事項)

第8条 猫の所有者は、法第37条第1項及び第5条第3項に掲げるもののほか、猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号)抜粋

### 第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

一部改正 平成19年11月12日

1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの室内飼養に努めること。室内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病的感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めるこ。

5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。



# 猫の去勢・不妊手術費の一部を助成します

申請対象者	区内で猫を世話している新宿区民の方
助成額	新宿区保健所衛生課にお問い合わせください。
助成方法	<p>指定動物病院で手術を受けます。 手術費用から助成額を差し引いた金額を動物病院に支払います。 手術料金は病院によって異なりますので、直接おたずねください。 妊娠中の場合、危険度および手術料金は増します。</p>
申請方法	<p>事前申請です。手術を受ける前に申請してください。 手術を受けたあとでは申請できません。</p>
申請に必要なもの	1 住所を証明するもの（保険証・運転免許証など） 2 印鑑（認印）
申請窓口	新宿区保健所衛生課

問い合わせ先

新宿区保健所衛生課

電話 5273-3148（直通）



「人と猫との調和のとれたまちづくり」

発行日 平成21年5月（初刷平成16年）

編集・発行 新宿区保健所衛生課

〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番21号

電話番号 5273-3148・FAX 3209-1441